

## 岩倉市公立保育園適正配置方針に係る懇話会設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市公立保育園適正配置方針を策定するにあたり、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を反映させるため、岩倉市公立保育園適正配置方針に係る懇話会（以下「懇話会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 岩倉市公立保育園適正配置のあり方に関すること。
- (2) その他岩倉市公立保育園適正配置に関し、市長が必要と認めること。

## (組織)

第3条 懇話会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 認定こども園の代表者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 指導保育士及び公立保育園の園長
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱した日から平成31年3月31日までとする。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第4条 懇話会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 懇話会の会議は、委員長が招集する。

2 懇話会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、教育こども未来部子育て支援課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月2日から施行する。